

秘 録

7

第 6 次日韓全面会談の一般請求権
小委員会第 7 回会合

昭 3 6. / 2. / 5
北 東 ア ジ ア 課

1. 一般請求権小委員会第 7 回会合は、1 2 月
/ 5 日午後 2 時より同 4 時 4 5 分まで霞友会
館において次のとおり双方委員出席の下に開
催された。

日本側出席者

主 査	大蔵省理財局	宮 川 局 長
副主査	〃	吉 岡 次 長
〃	外務省アジア局	ト 部 参事官
補 佐	大蔵省理財局総務課	亀 徳 課 長
〃	〃 〃 外債課	桜 井 課 長
〃	〃 管財局管理課	本 間 課 長
〃	〃 〃 〃	森 本 事務官
〃	〃 理財局外債課	金 子 事務官
〃	〃 〃 〃	杉 田 事務官
〃	〃 主計局法規課	杉 山 事務官
〃	〃 〃 〃	笹 田 事務官

オ
7
回

補佐	郵政省貯金局第二業務課	楠田課長
"	" "	石鍋事務官
"	外務省条約局法規課	小木曾課長
"	" "	小和田事務官
"	" 北東アジア課	前田課長
"	" "	柳谷事務官
"	" " "	杉山事務官
"	" " "	渡辺事務官

韓国側出席者

主席委員	弁護士	金潤根
委員	韓国銀行副総裁	高範俊
"	産業銀行理事	洪升熹
"	韓国銀行参事	李相徳
"	弁護士	鄭泰燮
"	通信部郵政局	
	郵便貯金課長	金洛天
"	経済企画院長秘書官	洪允燮

委 員	外務部政務局亞州課	李 昌 洙
〃	〃	李 相 薰
〃	公報官	李 撥 現

2 議事要旨

- (1) 冒頭、金主査より、本日の会合においては韓国側請求第4項の討議を終え、可能なら第3項および第5項の討議に進みたいと前置した後、第4項に関する韓国側見解を読み上げた。(別添ノ後刻韓国側より書面提出があつた)
- (2) これに対し、宮川主査より、日本側としては韓国側見解に対し異論があるが、これは後日述べることにすると述べ、次いで、吉岡副主査より取りあえずの質問が行なわれた。すなわち、韓国側見解の第1段に関して、吉岡副主査より、韓国側は在日財産を、軍令の効力如何ではなく、韓国法人であるから請求するとされたが、それでは、株主が全て第三人であつても韓国法人であるとの理由で、その在日財産を請求する立場をとられるのかと質したところ、金主査より、法人の国籍と株主の国籍とは別個

のものであり、株主が第三国人の場合でも法人が韓国籍であれば、韓国政府が国際会議において責任をもつということであり、株主が全て第三国人であろうとも、（通常は持株率に制限があるが）それが法律により許されている限り、何か問題があれば、その法人の属する国の政府が国際会議で責任をもつわけであると述べた。また、第2段に関する吉岡副主査の問に答えて、金主査より、軍令33号により日本人の所有株がvestされた以上、このvestの効果を可分的にみる根拠がないという趣旨であると述べた。吉岡副主査より、第3段に関して、在日財産は日本の財産であり、引き渡す根拠がない以上、軍令33号に明示されなかつたまでのことであると思うと述べた。

- (3) 次いで、宮川主査より、閉鎖機関および在外会社の在日財産の処理の概要について説明を行なつた。（別添2後刻書面により

韓国側に手交)金主査より、閉鎖機関、在外会社の処理に関するSCAPIN等の関係法令の内容を知らせて欲しいと述べたのに対し、宮川主査より、必要と認められるものについては提出しようとした。

金主査より、自分の考えとしては、第4項については非公式会議を開きたかったが、時間の関係で困難となつた、ついで、韓国人分に留保されている現金と新会社の株券の内容を後刻書面でもらいたいと述べたのに対し、宮川主査より、金額の提出については所管局が違い、色々としにくい事情もあるようだが、出来るだけ努力しようとした。

更に、金主査より、在日財産の処理において本店の負債が考慮されているかどうかと質したので、宮川主査より、本店及び外地(日本内地以外)店舗分の資産、負債を総合し、資産が超過した場合はすべてを

分配し、負債が超過した場合はその分を内地に留保し残余を分配したと述べたところ、高委員より、負債超過の場合の留保分はどうなっているかと質したので、桜井委員より、建前は上述のとおりだが実際には負債超過の場合がなく、従つて、留保したものはないと答えた。これに対し、李副主査より、資産、負債の算定は如何にして行なつたかと質したので、宮川主査より、当時の帳簿、バランスシート、株主よりの聴取内容等に基づき、清算人が責任をもつて清算したと述べた。これに対し、金主査より、韓国人割当の供託金の金額等について次回会合までに書面で提出してもらいたい、また、本項についてまだ伺いたいことはあるが、本年中は間に合わないので、明年再開後質問させてもらふと述べた。

(4) 次いで、金主査より、前回、第3項は第5項と同時に説明するといつたが、第3項の(2)(3)は今度の会議では討議を保留し、第3項の(1)は第5項の(1)において説明すると前置し、第5項「韓国法人または韓国自然人の日本国または日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金およびその他の請求権の弁済」に関し、その内容を次のとおり列挙した。

(1) 日本有価証券

(2) 日本系通貨

(3) 被徴用韓人未収金

(4) 戦争による被徴用者の被害に対する補償

(5) 韓国人の対日本政府請求恩給関係その他

(6) 韓国人の対日本人または法人請求

(5) 続いて、金主査より、第5項(1)「日本有価証券」の請求内容及び金額について次の

とおり説明した。

	円
① 日本国債	7,371,189,111. <u>69</u>
② 朝鮮食糧証券及食糧証券	152,006,330. <u>08</u>
③ 日本貯蓄券	18,673,950.
④ 日本政府保証社債	833,246,100.
⑤ 日本地方債	1,327,500.
⑥ 日本社債	261,941,514.
⑦ 貯蓄および報国債券	4,380,027. <u>50</u>
⑧ その他証券	92,417,791. <u>29</u>
⑨ 日本株式	29,848,250.
合 計	8,765,032,574. <u>56</u>

(4) これに対し、宮川主査より、韓国側請求の資料如何と質したところ、金主査より、すべて現物ないし帳簿によつた確かな数値であると述べた。次いで、金主査より簡単に請求理由を説明するとして、有価証券のなかには、韓国法人、韓国自然人が所有した全てのものが含まれる。また、45億円の国債を含むが、これは元来朝鮮銀行本店が持っていた分を1945年8月25日付で帳簿上、東京支店にトランスファーしたもので、これは戦後の混乱期を利用したのトランスファーであり、布告3号軍令2号に照らして無効のものであり、また、たとえこの布告と関係なくトランスファーが有効と仮定しても、本支店間に45億円の債権債務関係が残存して居るはずであると述べ、李副主査より、第5次会談において47億数千万円といったのは額面総額であり帳簿上のつけ換え額は45億円であつたと

述べた。

さらに、金主査より、日本側は常に軍令 33 号を考慮に入れるようだが、同軍令によつても 45 億円は全て帰属されたものと考えたと述べ、続いて、有価証券約 87 億円中、約 58 億の国債が朝鮮銀行の所有となつていたが、当時の朝鮮銀行券の発行高はこの額に達していない、ところが、日本側見解の如く国債が韓国側に帰属されもせず、また、韓国法人の所有でもないとするれば、朝鮮銀行券の発行担保が何ら存在しないことになる、そのみならず、要項 1. において述べた如く、戦争が開始された後は、金を売った代金は日銀に預けられ、これが大部分国債に変つている、それ故、若し万一、日本側主張が通つたとすれば、日本は無償で金を持つて来たことになる、たとえ S C A P I N に関する日本側見解が正しいとして財産が区分されたとしても、それは

日本側にこのような不当な利得をもたらす筋合いのものではなく、またかりに占領時代の法令により、“むら”が出来たとしてもこれは法律的に地ならしすべきだ、前述のように60億円にのぼる銀行券の担保を返さないとすれば、日本は無償で金塊を持つて来たことになるが、これは不当利得の法理で解決さるべきである、また日本がこれを返さないことは誰が考えても納得がいかず、条理上もおかしい、法令の解釈は日本側が正しいとしても、日韓関係がこのようなことになることを前提にしていなかつた法律によつて律しようとしてはならないものであり、実定法の条項がないときには条理ないし、不当利得の考え方で律すべきであるこれらもまた法源とみなさるべきであると述べた。

⑦ これに対し、宮川主査より、韓国人の私人が合法的に取得したものを請求する点はよく分るとしても、朝鮮銀行の分については大分異論があるが、大事な点であるのでいずれ意見を述べることにしよう、ところで、御説明の有価証券の私人、法人、地方公共団体といった所有者別の数値は頂けないかと質したところ、金主査より、今のところ所有者別では判りかねるが、そのような分け方をする必要もないと思うと述べたので、ト部副主査より、条理論はわかるとしても、これは別のところで行なうとして、本小委員会においては、法律上の議論を行ない、かつ事実関係をはつきりさせる必要がある、所有者別数値が分らないということではわれわれの仕事としては不満足であり、分るものだけ今すぐでなくてもよいかから教えてもらいたいと述べた。

これに対し、金主査より、有価証券 87

億円中6億5千万が現物であり、残余は登録債であると述べ、洪委員より、国債は日銀登録であるが、社債、保証社債は登録機関が多く、地方債（全て横浜市債の由）は横浜市であると述べた。そこで宮川主査より、請求権問題をハイレベルで話合う人のためにも、個人の所有分等の点を帰国後でもよいから是非知らせてもらいたいと述べたところ、李副主査より、有価証券の銘柄別は分るが、所有者別は必要ないと思うとくり返したので、宮川主査より重ねて、最後の帰結は分らないが、事実関係を究明する意味で所有者別、銘柄別数値は是非必要であり、また、社債について支払うという場合でも、債権者と会社との間の関係を知ることがどうしても必要であると述べ、また、吉岡副主査より、登録国債についても種類別に出来るだけ早く知らせてもらう方が確認の仕事が早くすむと思うと述べ、更

に、本項株式請求と要綱6との関係如何と
質したところ、金主査より、意味、内容が
異なっており、要綱6は具体的なものでな
く一般的原則の確認であると述べた。

(8) 次に、(2)「日本系通貨」の討議に入り、
金主査より次の説明があつた。

請求総額 円 1,525,493,702/3

(通貨別内訳)

日本銀行券	1,491,616,748.	(焼却分)
〃	6,442,831	(現物保有分)
日本紙幣	23,800,04290	(焼却分)
〃	1,781,538.50	(朝鮮動乱中焼却分)
日本軍票	216,183.36	(焼却分)
日本銀行小額紙幣	218,301.65	(朝鮮動乱中焼却分)
中国儲備銀行券	1,418,056.72	(焼却分)

これに対し、卜部副主査より、焼却分の資料を頂いていないがと述べたところ、金主査より、焼却の際日本銀行員が立会つて居り、その記録が日本側にもあるはずであると述べたので、宮川主査より、通貨に対する請求の形式如何と質したところ、金主査より、どちらの考え方でも結果は同じであると述べ、吉岡副主査より、所有者は誰か

と質したところ、金主査より全部朝鮮銀行であると述べたので、ト部副主査より、現在日本通貨を持っている私人があるかと質したところ、金主査よりもうないと思うと述べた。更に、吉岡副主査より、朝鮮銀行に集中された経緯如何、また、未発行券は含まれていないかと質したところ、金主査より、これら通貨はいずれにせよ朝鮮銀行が所有しており、未発行券はないと述べたので、ト部副主査より、仮りに日本側が支払った場合、私人が日本通貨を持っているといつて来た場合如何と質したところ、金主査より、そのようなことはないと思うと述べ、また、桜井委員より、朝鮮銀行に集中されたというのはどういう意味かと質したところ、李副主査より、朝鮮銀行は終戦後閉鎖されたわけではなく業務を継続していたのであり、日本通貨は結局集中されたわけであると述べた。

吉岡副主査より、焼却の資料を是非見せてもらいたいと重ねて述べたのに対し、李副主査より、日銀の立会人のサインした書類が残っているはずだと述べたので、ト部副主査より、朝鮮動乱中日銀立会人が立会わずに焼いたものについては如何と質したところ、金主査より、金額も190万程度であり、銀行の帳簿を信用してもらいたいと述べたので、ト部副主査より金額の多寡に関係なく立会なく焼いた点が問題であることを了承してもらいたいと述べ、桜井委員より、日銀の者が立会って焼いた際、全部焼いたのではなかったのか、また、その際、残余が存在する点を明記してあったのかと質したところ、韓国側はこれに対する明確な解答を避けた。

宮川主査より、日本通貨を焼却した理由は何かと質したところ、高委員より、その理由はSCAPおよび軍政庁で書いた記録

に明記してあるので提出後参照ありたいと述べたので、宮川主査より、軍票、儲備銀行券等については別途多小問題があるが、いずれ明らかにすることとしたいと述べた。

ここで、吉岡副主査より、郵便局その他で終戦後約3億円の現金が押えられたという話があるが、日銀券の請求と郵便貯金の請求と二重になっている感じがするとして例を挙げ説明したが、韓国側は日本側の論点が理解出来ない面持であつた。

(9) 次いで、(3)「韓国人被徴用者未収金」の
討議に入り、金主査より、日本に来た被徴
用者（軍人軍属を含む）の俸給、賃金、年
金、手当等約2億3700万円を請求する
もので、人数は不明であると述べ、李副主
査より、引揚者が俸給などをもたらわずに帰
つたということもあり、日本側で保有して
いるともきいている、1950年に、SC
APより、該当金を預つているとの手紙を
もらつたし、また、第5次会談において日
本側も預つていたといつたと述べたのに対
し、ト部副主査より、供託したものもある
が、終戦後在日韓国人が会社に乗り込み、
ある程度支払つた分もある、いずれにせよ
今言及されたSCAP書簡の写しを頂きた
いと述べたところ、金主査より、日本側が
主管者であるので資料があるはずであると
述べたのでト部副主査より、徴用先は政府
機関とプライベートなものと両方あり、後

者については実態がわからないと述べた。
これに対し、金主査より、徴用は政府を通じて行なわれたのではないかと質したので、桜井委員より、給与状態がどうなっていたかまでは分らないと述べた。宮川主査より、日本側としても更に調べるが、SCAPの手紙の写しを頂きたいと重ねて要望したのに対し、金主査より、後刻提出しようとして述べ、吉岡副主査より、日本側供託分は軍人軍属を含みノ億円位であるが、金額について必ずしも自信がないと述べた。

(10) 次に(4)「被徴用者に対する補償金」の討議に移り、金主査より次の説明があつた。

「韓国側の請求内容は、過去、日本に強制徴用された韓国人が、その徴用により蒙つた被害に対し補償を請求するもので、太平洋戦争の前後を通じて多くの韓国人が労務者または軍人軍属として日本に強制徴用された、これら徴用されたものの中には、死亡、負傷したものがあり、生存したものも徴用により相当の被害を蒙つたのである、私たちの調査結果によると、太平洋戦争前後を通じ、日本に強制徴用された者は、労務者667,684名、軍人、軍属365,000名、計1,032,684名であり、内、労務者19,603名、軍人、軍属83,000名、計102,603名が死亡または負傷した、自分達韓国人は日本人と異なり、日本の戦争遂行のための犠牲として強制徴用

されたことにかんがみ、われわれは死亡者、
負傷者に対しては勿論、生存者に対しても
補償金を請求するものである」

続いて、李副主査より、本項の請求金額
を次のとおり説明した。

種別	単価	計
生存者	200ドル	1億8,600万ドル
死亡者	1,650ドル	1億2,800万ドル
負傷者	2,000ドル	5,000万ドル
計		3億6,400万ドル

吉岡副主査の質問に対し、李副主査より、
被徴用者は朝鮮内徴用を含まず、軍人軍属
も海外のものだけである、一般に軍人は南
方ないし満州に多く派遣され、韓国内には
少なかった、徴用も韓国内には少なかった
と述べた。

宮川主査より、本件金額算定の基準如何と質し
たのに対し、李副主査より、死亡、負傷者
に対しては、日本で現在行なっている軍人

軍属に対する補償の平均を基準にして考え、生存者については、一般に精神的肉体的苦痛を考えて決めた述べた。

ト部副主査より、人数の算定に当り基礎となつた資料は何かと質したのに対し、金主査より、被徴用者に関しては、日本厚生省発表、米国戦略爆撃調査団報告、遠山茂樹著「昭和史」、「太平洋戦争と日本」(日本外交学会)「在日朝鮮人の研究」(Far Eastern Economic Review)外務省調査月報等であり、これらに基づいて韓国側で推定したものであり、日本側ではもう少しはつきり出来るかも知れないと述べ、更に、軍人軍属に関しては、「朝鮮問題研究」、外務省調査月報および厚生省引揚援護局資料等を参考としたと述べた。

そこで、宮川主査より、日本側資料とつき合せを行なうため、数字の根拠となつた著書名を頂いておきたいと述べたところ、

金主査より、この問題についてはよく互いに話合わなくてはならないと思う、再開後にでも小さいグループを作つて調べてみてはどうだろうと述べたので、吉岡副主査より、自分達も調べてみるが、韓国側で分っている資料を教えて頂けば早く調査が進むと思うと述べた。

吉岡副主査より、韓国側の数値は該当者の申告によつたものではないのかと質したのに対し、李副主査より、一部国内資料も利用して全体を推定したと述べた。

(1) 金主査より、今後の議事の進め方に関し、公式会談において数字その他をつめることは困難であろうと述べ、また、李副主査も、非公式に集まり討議することを示唆したが、ト部副主査および桜井委員より、非公式に集まって討議しても、本件は厚生省、運輸省、労働省にまたがる問題でもあり、簡単にはつまらないと思うと述べ、宮川主査より、数字のつき合せは臨時小委員会を作るとしても年内は無理であり、明年再開後に検討することにし、次回の本委員会においては、第5項の(5)(6)および第6項について韓国側の主張の大筋を開きたく、日本側としては本日韓国側が述べた点について一応の见解を述べたいと述べたところ、金主査もこれを了承した。

(2) 次回会合は12月21日(木)午後2時より行なうこととなつた。

3. 新聞発表

双方協議の結果、「本日の会合において要

綱 4 の討議を終え、要綱 3 および要綱 5 の討議に入り、要綱 5 の (1) (2) (3) の韓国側の説明を終え、意見の交換を行ない同 (4) の討議に入つた」とすることとなつた。

極 秘

別添 1

金首席委員の発言要旨（仮訳）

1961.12.15

前回の小委員会会合で、韓国側の請求第4項に関し、日本側が読みあげられた見解に対しては、すでに同会合で韓国側の取りあえずの見解を表明しておいたが、日本側の要請によつて韓国側の見解を次のとおり再び明らかにします。

韓日会談における韓国側請求第4項に関する韓国側の主張

第1 韓日会談における韓国請求第4項は、韓国に本店、本社、その他主たる事務所をおいていた法人の在日財産を請求するもので、これを韓国法人だとすることは、同法人の構成員（株主等）の国籍が韓国であるということではありません。法人の国籍問題は、その構成員のそれとは全然別個の觀念で、日本本土と韓国（旧朝鮮）は終戦前においても法域を互いに異にしていたところ、前記の法人は、すべて韓国（旧朝鮮）でのみ施行される法に

より、設立されたのみならず、その主たる事務所が韓国（旧朝鮮）に設置されていた法人であります。それのみならず、とくに朝鮮銀行は、旧韓国の中央銀行であつた旧韓国銀行を継承した法人で、以上の諸法人が韓国法人であることは異論の余地がないと考えます。そして、この結論は米軍令第33号の適用の結果ではありません。したがつて、以上の法人の在日財産に対する所有権は、同軍令によつて取得したものでないと同時に、同軍令によつて左右されるものでもありません。すなわち、同軍令の適用対象は、その法人自体ではなく、同法人の日本人所有株式に過ぎず、同法人の在日財産に対する所有権は、終戦前後を通じて少しも変動がありません。法人の財産が株主の有に属するということは、ただ経済的観念によつてのみ理解されたものと思います。

第2. そして軍令第33号によつて日本人所有株式が帰属（vest）されたという点は是認しながら、その内容において問題があるといわれる見解は理解し難いのであります。なぜならば、日本側の見解どおりだとすれば、前記各法人の在日財産が、元来同法人の所有であつたにもかかわらず、軍令第33号が出たために、その所有権を喪失することになり、これは、(1)明文上の根拠がなく、(2)同軍令の目的が、日本をして韓国の損失に基づく利得を取らせようとする点にあるのではなく、すべての日本的要素を韓国から払拭することにつきるといふその立法趣旨に違反し、(3)韓国側の主張が、国際法上の諸原則に照らしてみても、いささかも違背するところがないためであります。

第3. 日本側は、前記在日財産がSCAPによつて清算されたという事実を日本側見解の一根拠としているようですが、SCAPが特定機関の廃鎖または清算を命じたという

ことについては、同機関が戦争遂行に協力したなどという理由で、このような措置を取つたにすぎず、韓国側財産による日本側の利得を企図したものでないので、この事実をあげて前記在日財産が日本の所有に帰したということとはできないと思います。

別添 2.

極 秘
封

いわゆる閉鎖機関及び在外会社が日本国内に有していた財産の処理について

(36.12.5宮川主査発言要旨)

いわゆる閉鎖機関及び在外会社が日本国内に有していた財産を如何に処理したかについて、御要望もあり次のとおり説明いたします。

1 法的根拠について

(1) 閉鎖機関については、SCAPIN74号等一連の連合国最高司令官の命令及びこれを受けて制定された「閉鎖機関令」等一連の日本法令。

(2) 在外会社については、SCAPIN1965号等一連の連合国最高司令官の命令及びこれを受けて制定された「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令」(以下在外会社令という)等一連の日本法令が根拠となつております。

2 対象財産について

旧朝鮮地域に本店を有していた法人で、閉鎖機関に指定されたものは4社（朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社及び朝鮮金融組合連合会）、在外会社に指定されたものは朝鮮金融組合連合会の単位組合である金融組合及び産業組合のほか348社（北朝鮮に本店を有していた法人を含む。なお、このうち161社は日本国内に財産がないため指定を解除されている）であり、これら法人が日本国内に有するすべての財産であります。

(1) 閉鎖機関について、SCAPIN74号は、これら機関の日本国内のすべての資産を差押えたのであり、SCAPIN163号及びSCAPIN253号はその清算を命じております。すなわち「閉鎖機関の債務支払手続に関する閉鎖機関整理委員会及び日本銀行宛指令」

("Instructions to CILC and Bank of Japan of Procedure for Payment of claims of Closed Institutions" 11, July, 1947) は

「国内財産は国内債務の支払に充てるものとする。この結果在外債務は清算手続に入らないことになる。」

("Domestic assets are to be used for payment of Domestic claims and corollary thereof is that foreign claims will not enter into this procedure.")

と明示しております。またこのほか占領軍の承認を得て制定された閉鎖機関令においても第一条に「その本邦内における業務を停止し、その本邦内に在る財産の清算をなすべきもの」と明白に規定しているのであります。

(四) 在外会社についても、SCAPIN 1965号は、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある総ての財産の清算を実施すること」("effect the liquidation of all property in Japan of Companies with head offices in areas formerly occupied by Japan")

と規定し、またSCAPIN 1965/1は、「旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産は、本邦内において在外本店が所有し、または請求権を有するすべての財産を含む。」("property in Japan of companies with head offices in areas of former Japanese occupation will include all property located in Japan owned or claimed by the head office abroad")

と明記しており、占領軍の承認を得て制定された在外会社令第一条は「本邦内にある財産」を整理すると、明白に定めているのであります。

3 清算手続

上記のごとく、国内財産と国外財産を分離し、国内財産を清算の対象として、これに対する債権者への弁済、株主に対する残余財産の分配を行うことを趣旨としているのであります。

そして、残余財産の分配は、日本国法に基づいて合法的に株式を取得した全株主に対し行い建前となつて居り、株主に対する残余財産の分配分で未だ分配を完了していない分は、現に保管又は供託中であります。

4 清算の結果

(1) 閉鎖機関

朝鮮銀行は残余財産をもつて新会社日本不動産銀行を設立し、清算を結了しました。朝鮮銀行の株主に対しては、現金による残余財産の分配に代えて新会社日本不動産銀行の株式を交付しており、未だ交付を完了していない新会社の株式については、新会

社日本不動産銀行において、当該株券を保管中であります。

朝鮮殖産銀行は社債の一部の支払を行つたのみで、清算を結了しました。従つて残余財産の分配は行われるに由なかつたのであります。

朝鮮信託株式会社は残余財産を分配し、清算を結了しました。株主に対する分配金で未だ分配を完了していない分は保管中であります。

朝鮮金融組合連合会は資料の不足もあり、まだ清算は結了しておりません。

(四) 在外会社

日本国内に財産を有していた184社の整理を結了し、現在整理中のものは朝鮮金融組合連合会の単位組合である金融組合及び産業組合（金融組合は614、産業組合は21あつたと言われている）のほか3社であります。

在外会社についても、残余財産の処理にあたり、新会社を設立し、現金による分配に代えて、新会社の株式を分配したものがあり、かかる会社も然らざる会社も、未だ分配を完了していない分は供託中でありま
す。

一般請求権小委員会第6回
会合議事録の訂正

北東アジア課

頁	誤	正
1頁 13行	亀 <u>得</u> 課長	亀 <u>徳</u> 課長
" 16行	<u>森</u> 事務官	<u>森本</u> 事務官
5頁 17行	朝鮮信託銀行	朝鮮信託株式会社
8頁 9行	"	"
" 17行	在日 <u>財</u> 産	在日 <u>店</u> 舗